

第 3 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会 教 育 文 化 専 門 委 員 会

平成 2 6 年 1 月 2 3 日 (木) 午後 6 時 3 0 分～
総合保健福祉センター「にこふる」3 階大会議室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画（教育文化分野）の案について

(2) その他

4 閉 会

第1章

※下線部分は変更点

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) 資源循環型社会への転換</u> <u>(3) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 省エネルギーの推進</u> <u>(3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>少子化対策の推進</u> (2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u> (3) <u>仕事と子育ての両立支援</u>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u> (2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u> (3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u> (4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u> (5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実 	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u> (2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進 	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u> (2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援 	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>介護保険制度の適切な運営</u> (2) <u>介護予防の充実</u> (3) <u>認知症支援策の充実</u> (4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u> (5) <u>高齢者の社会参加の促進</u>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u> (2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u> (3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u> (4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでのづくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化と文化資源の保存継承
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	(1) <u>多文化共生の推進</u> (2) <u>国際都市交流の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系			
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) _____ (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の特性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出 	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> (5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u> (6) <u>公共交通ネットワークの確保</u> (7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) <u>雨水対策事業の促進</u>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備 	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備

（変更前）

（変更後）

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

第1節 学校教育の充実

(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進

○施策の方向

本市で大切にしてきた※致道館教育の理念である「自学自修」「※天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

○主な施策

- ①笑顔あふれる信頼される学校をめざし、教職員の多様な研修の充実と人的体制の整備を図るとともに、家庭や地域との連携を一層深め、創意工夫に満ちた学校経営を推進します。
- ②学習への関心と意欲を高めるとともに、基礎や基本を確実に定着させ、確かな学力を付ける指導を推進します。
- ③一人ひとりの教育的ニーズを的確にとらえた指導の充実を図り、※特別支援教育体制及び教育相談体制の整備を推進します。
- ④情報の適切な活用や環境保全の取組みなど、今日的な教育課題について積極的に対応できるよう指導の充実を図ります。
- ⑤郷土の自然や歴史、文化、産業などについて積極的に学び、「ふるさと」を愛する心を育む活動を推進するとともに、広い視野に立ち、国際理

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

第1節 学校教育の充実

(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進

○施策の方向

本市で大切にしてきた※致道館教育の理念である「自学自修」「※天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

○主な施策

- ①笑顔あふれる信頼される学校をめざし、教職員の多様な研修の充実と人的体制の整備を図るとともに、家庭や地域との連携を一層深め、創意工夫に満ちた学校経営を推進します。
- ②学習への関心と意欲を高めるとともに、基礎や基本を確実に定着させ、確かな学力を付ける指導を推進します。
- ③一人ひとりの教育的ニーズを的確にとらえた指導の充実を図るとともに、幼児期から高等学校までの連続性を考慮した※特別支援教育体制及び教育相談体制の整備を推進します。
- ④適切な情報活用能力の育成や環境保全の取組みなど、今日的な教育課題について積極的に対応できるよう指導の充実を図ります。
- ⑤郷土の自然や歴史、文化、産業などについて積極的に学び、「ふるさと」を愛する心を育む活動を推進するとともに、広い視野に立ち、国際理

(変更前)

解に努め、共に生きる態度を育てます。

⑥人としてより良く生きようとする態度を育て、社会のルールを遵守し、他者への思いやりの心を行動化する教育を推進します。

⑦日常の清掃活動をはじめ、ボランティア活動、職場体験などの多様な体験学習を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育む教育を推進します。

⑧関係機関と連携しながら、健康でたくましい子どもを育てる体育及び健康や安全指導の充実を図ります。

⑨学校給食では地場産物の利用を促進しながら、食材を通して郷土の自然や食文化、産業への理解を深めるなど、食に関する指導の推進を図ります。

⑩子どもたちの生活の基盤となる「基本的な生活習慣」の確立に向け、家庭と連携しながら、幼・保・小・中の一貫した教育の充実を図ります。

(2) 適正な教育環境整備

○施策の方向

地域社会の過疎化及び少子化などによる児童数減少により、学校の小規模校化が進み、複式学級のある学校が増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

○主な施策

①学校の規模による教育効果を総合的かつ多角的な視点から調査、研究

(変更後)

解に努め、共に生きる態度を育てます。

⑥人としてより良く生きようとする態度を育て、社会のルールを遵守し、他者への思いやりの心を行動化する教育を推進します。

⑦子どもたちの自尊感情を育むとともに、生命や人権を大切にすることを育てる指導の充実を図り、いじめ問題の未然防止と解決に向けた適切な対応に努めます。

⑧日常の清掃活動をはじめ、ボランティア活動、職場体験などの多様な体験学習を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育む教育を推進します。

⑨関係機関と連携しながら、健康でたくましい子どもを育てる体育及び健康や安全指導の充実を図ります。

⑩学校給食では地場産物の利用を促進しながら、食材を通して郷土の自然や食文化、産業への理解を深めるなど、食に関する指導の推進を図ります。

⑪子どもたちの生活の基盤となる「基本的な生活習慣」の確立に向け、家庭と連携しながら、幼・保・小・中の一貫した教育の充実を図ります。

(2) 適正な教育環境整備

○施策の方向

地域社会の過疎化及び少子化などによる児童数減少により、学校の小規模校化が進み、複式学級のある学校が増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

○主な施策

①学校の規模による教育効果を総合的かつ多角的な視点から調査、研究

(変更前)

し、適正な規模や配置などについて検討します。

②学校施設は、地域住民にとってコミュニティの中核や防災拠点としての役割を担うものであることに十分配慮しながら、年次計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、耐震化を推進します。

③通学における児童生徒の安全確保に配慮し、保護者や地域の協力を得ながら、通学対策の充実を図ります。

(3) 高等学校教育の充実

○施策の方向

少子化などによる高等学校の再編が検討されているなか、関係機関と連携し、地域における多様な進路選択と学習ニーズに対応した就学の機会を確保するとともに、将来の地域を担う人材を育成するため、高等学校の生徒の職業観や勤労意識、より高次の教育に対する意欲を高めます。

○主な施策

①生徒の能力や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な選択ができるよう公立及び私立高等学校の就学機会の確保と特色化や魅力づくりに取り組むよう関係機関に働きかけます。特に、自然を対象とした学びによる人格形成と農林水産業の振興、発展に不可欠な人材育成に寄与している県立庄内農業高等学校や県立加茂水産高等学校の教育環境の充実を関係機関に働きかけるとともに、これからの時代に求められるバイオ分野の人材育成に関する新しい教育体制の整備を促進します。

②高等学校の生徒が地域の多様な活動に参加することを促すとともに、高等教育機関や企業などとの連携により、生徒の職業観や高次の教育に対する意欲の向上につながる取組みを推進します。

(変更後)

し、適正な規模や配置などについて検討するとともに、地域の意見も配慮しながら、学校の適正配置を推進します。

②学校施設は、地域住民にとってコミュニティの中核や防災拠点としての役割を担うものであることに十分配慮しながら、年次計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、耐震化を推進します。

③警察・道路管理者・保護者や地域の協力を得ながら、通学路安全確保対策の充実を図ります。

(3) 高等学校教育の充実

○施策の方向

少子化などによる高等学校の再編が検討されているなか、関係機関と連携し、地域における多様な進路選択と学習ニーズに対応した就学の機会を確保するとともに、将来の地域を担う人材を育成するため、高等学校の生徒の職業観や勤労意識、より高次の教育に対する意欲を高めます。

○主な施策

①生徒の能力や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な選択ができるよう公立及び私立高等学校の就学機会の確保と特色化や魅力づくりに取り組むよう関係機関に働きかけます。特に、自然を対象とした学びによる人格形成と農林水産業の振興、発展に不可欠な人材育成に寄与している県立庄内農業高等学校や県立加茂水産高等学校の教育環境の充実を関係機関に働きかけるとともに、これからの時代に求められるバイオ分野の人材育成に関する新しい教育体制の整備を促進します。

②高等学校の生徒が地域の多様な活動に参加することを促すとともに、高等教育機関や企業などとの連携により、生徒の職業観や高次の教育に対する意欲の向上につながる取組みを推進します。

③中学校と高等学校との連携を進め、特別な支援が必要な生徒や不登校傾向の生徒に関する情報と指導の在り方について共通理解を図るとともに、社会的な自立に向けた支援の充実に努めます。

(変更前)

(変更後)

第2節 高等教育機関の充実

(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積

○施策の方向

若年層や優れた人材の流入及び定着と交流、地域の産業の高度化、新たな知識集約型産業の創造や誘致、新時代に即した社会理念や政策等の提案など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、高等教育機関の機能を充実強化し、その一層の集積を促進します。特に、本市では生物の生命に関する高度な教育研究が行われており、それらの機能を一層拡充し集積を高め、生命科学の※メッカとなることをめざします。

○主な施策

- ①山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。
- ②高等教育機関から生み出される研究成果を、地域の農林水産業や商工業等に活用することを促進します。
- ③高等教育機関の輩出する人材が地域に定着し、地域の社会、経済、文化を支える環境を整備します。
- ④高等教育機関の集積という知的資源を生かした市民の学習機会や諸活動を拡充します。
- ⑤高等教育機関を核とする連携協定の締結や※コンソーシアムの組織化などにより産学官民が連携協働する仕組みを整備します。

第2節 高等教育機関の充実

(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積

○施策の方向

若年層や優れた人材の流入及び定着と交流、地域の産業の高度化、新たな知識集約型産業の創造や誘致、新時代に即した社会理念や政策等の提案など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、高等教育機関である山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の機能を充実強化し、その一層の集積を促進します。特に、本市では生物の生命に関する高度な教育研究が行われており、それらの機能を一層拡充し集積を高め生かすことで、他章他節で位置づけている市民の健康づくり、ベンチャー企業の創出育成などの事業と合わせ、生命科学の※メッカとなることをめざします。

○主な施策

- ①山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。
- ②高等教育機関から生み出される研究成果を、地域の農林水産業や商工業等に活用することを促進します。
- ③高等教育機関の輩出する人材が地域に定着し、地域の社会、経済、文化を支える環境を整備するとともに、高等教育機関が展開する人材育成事業を支援します。
- ④高等教育機関の集積という知的資源を生かした市民の学習機会や諸活動を拡充します。
- ⑤高等教育機関を核として設置している産学官連携協議会等が行う地域課題の解決をめざす取組みなどを促進します。

(変更前)

⑥既存の高等教育機関の高度で先端的な活動や発展の可能性を核にして、鶴岡バイオサイエンスパークの整備などとも連動させながら、新たな高等教育・研究機関の誘致を促進し、学術研究機能のさらなる集積を図ります。

第3節 地域のなかでの人づくり

(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり

○施策の方向

暮らしのなかにおける個人の生きがいや、多様化、高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援するとともに、人と人とのつながりのなかで自ら課題を見つけ考える力や他者との関係を築く力を身に付けるなど、お互い自立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進します。

○主な施策

- ①趣味や教養に関する講座、※キャリアアップ講座など、多様な市民ニーズに応える学習情報や学習機会を提供します。
- ②自然や歴史、伝統文化などの地域学習をはじめ、学びが暮らしや地域における様々な課題の克服など社会的な活動に結びつくように学習活動を支援します。
- ③子どもや若者をはじめとする各世代に対応した学習や、世代を超えた自然体験、交流を促進し、よりよい人間関係を構築する機会を創出します。
- ④学習成果が個人の自立意識の向上や地域貢献意欲につながる学習プログラムの充実を図ります。

(2) 社会教育施設等の充実

○施策の方向

(変更後)

⑥既存の高等教育機関の高度で先端的な活動や発展の可能性を核にして、鶴岡バイオサイエンスパークの整備などとも連動させながら、新たな高等教育・研究機関の誘致を促進し、学術研究機能のさらなる集積を図ります。

第3節 地域のなかでの人づくり

(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり

○施策の方向

暮らしのなかにおける個人の生きがいや、多様化、高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援するとともに、人と人とのつながりのなかで自ら課題を見つけ考える力や他者との関係を築く力を身に付けるなど、お互い自立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進します。

○主な施策

- ①趣味や教養に関する講座、※キャリアアップ講座など、多様な市民ニーズに応える学習情報や学習機会を提供します。
- ②自然や歴史、伝統文化などの地域学習をはじめ、学びが暮らしや地域における様々な課題の克服など社会的な活動に結びつくように学習活動を支援します。
- ③子どもや若者をはじめとする各世代に対応した学習や、世代を超えた交流を促進し、地域を支える人材の養成を図るとともに、よりよい人間関係を構築する機会を創出します。
- ④学習成果が個人の自立意識の向上や地域貢献意欲につながる学習プログラムの充実を図ります。

(2) 社会教育施設等の充実

○施策の方向

(変更前)

市民の学習活動を支援し社会教育活動を実践するなど、地域社会に役立つ施設としてその機能を発揮し価値を高めるために、様々な学習ニーズの把握や地域課題の分析を行いながら、適切な事業運営ができる体制を整備します。

○主な施策

- ①誰もが公民館や図書館など身近な施設で学習機会や仲間づくり活動など必要な情報を得ることができるよう、施設設備のネットワークを充実します。
- ②公民館や青少年・女性施設などにおける生涯各期の学習活動や世代交流事業などを推進するとともに、学校、家庭や地域と連携した活動を支援します。
- ③住民が主体的に地域づくりに参加することができる仕組みづくりを推進し、これを担う人材の育成と、施設機能の充実を図ります。

(3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり

○施策の方向

子育てにおいては、親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切にし、自覚と責任を持って養育することが肝要であるため、さまざまな機会を活用し家庭の教育力を高めます。

また、地域全体として子どもを見守り、子育て家庭を支援していく環境をつくります。

○主な施策

- ①乳幼児期からの一貫した子育て教育の実践や親たちが意欲を持って子育てに取り組んでいくための学習の機会や情報の提供、相談活動を展開します。
- ②孤立しがちな親へのアプローチとして、小学校区程度の身近な地域において、家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加できる環境を整備します。

(変更後)

市民の学習活動を支援し社会教育活動を実践するなど、地域社会に役立つ施設としてその機能を発揮し価値を高めるために、様々な学習ニーズの把握や地域課題の分析を行いながら、適切な事業運営ができる体制を整備します。

○主な施策

- ①誰もが公民館や図書館など身近な施設で学習機会や仲間づくり活動など必要な情報を得ることができるよう、施設設備のネットワークを充実します。
- ②公民館やコミュニティセンターなどにおける生涯各期の学習活動や世代交流事業などを推進するとともに、学校、家庭や地域と連携した活動を支援します。
- ③住民が主体的に地域づくりに参加することができる仕組みづくりを推進し、これを担う人材の育成と、施設機能の充実を図ります。

(3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり

○施策の方向

子育てにおいては、親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切にし、自覚と責任を持って養育することが肝要であるため、さまざまな機会を活用し家庭の教育力を高めます。

また、地域全体として子どもを見守り、子育て家庭を支援していく環境をつくります。

○主な施策

- ①乳幼児期からの一貫した子育て教育の実践や親たちが意欲を持って子育てに取り組んでいくための学習の機会や情報の提供、相談活動を展開します。
- ②孤立しがちな親へのアプローチとして、小学校区程度の身近な地域において、家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加できる環境を整備します。

(変更前)

③地域に対する愛着を高めるため、地域の人たちの体験や知恵が子育てに生かされる場づくりや異なる年齢や世代が交流する取組みを推進します。

(4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成

○施策の方向

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気で逞しい成長を促進します。

○主な施策

①学校や地域での活動において、森林、海浜、田園など地域の自然に親しみながら学び体験する機会を積極的に設けます。

②海洋生物に直接親しむことができる貴重な学習拠点である加茂水族館を改築整備します。

(5) 男女共同参画の推進

○施策の方向

男女共同参画の理念などについて市民の理解と認識を深めて、市民が男女の別に関わりなく、互いに助け合い、力を合わせて、家庭や地域の暮らしを豊かで活発にする男女共同参画社会をめざします。

○主な施策

①本市の特性を生かした男女共同参画計画を策定するとともに、市民の活動事例などの情報提供を行いながら、男女共同参画に関する意識を高め

(変更後)

③地域に対する愛着を高めるため、地域の人たちの体験や知恵が子育てに生かされる場づくりや異なる年齢や世代が交流する取組みを推進します。

(4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成

○施策の方向

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気で逞しい成長を促進します。

○主な施策

①子どもたちが、学校や地域活動において、森林、海浜、田園などの自然に親しみながら学ぶ機会を積極的に提供します。

(削除)

(5) 男女共同参画の推進

○施策の方向

男女共同参画の理念などについて市民の理解と認識を深めて、市民が男女の別に関わりなく、互いに助け合い、力を合わせて、家庭や地域の暮らしを豊かで活発にする男女共同参画社会をめざします。

○主な施策

①本市の男女共同参画計画に基づく具体的取組みを着実に推進します。

②広範囲にわたる施策を総合的に推進するため、有効な拠点機能の内容を検討するとともに、先進事例等の情報収集を行いながら、その充実を図ります。

③様々な立場や世代の方の相談事に対し、適切に専門的な相談窓口につなぐワンストップサービスの提供など、男女共同参画の窓口機能を強化します。

(変更前)

②家庭や学校、社会教育・生涯学習を通じて、男女共同参画の理念などについて市民へ浸透を図ります。

③地域活動などへの女性の積極的な参画を促進します。

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(1) 市民の芸術活動の環境の充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

○主な施策

①市民の芸術文化活動の発表の機会となる芸術祭や文化祭を通し全市的交流を促進します。

②文化施設、社会教育施設など公共施設や民間施設の活用を進め、練習、発表の場の拡充を図ります。

③本市唯一の本格的な舞台ホールである文化会館へのニーズの増大と老朽化に対応するため、文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図ります。

④市民ニーズにあった鑑賞機会などを提供するため、市民や団体が主体的に企画、展開する事業への支援の充実を図ります。

⑤合唱や器楽、美術などの分野で、児童生徒を対象に、内外の優れた指導者による講習や体験機会を設けるなど子どもたちの感性を伸ばし、レベルアップをめざす取組みを進めます。

(変更後)

④家庭や学校、社会教育・生涯学習を通じて、男女共同参画の理念などについて市民へ浸透を図ります。

⑤地域活動などへの女性の積極的な参画を促進します。

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(1) 市民の芸術活動の環境の充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

○主な施策

①市民の芸術文化活動の発表の機会となる芸術祭や文化祭を通し全市的交流を促進します。

②文化施設、社会教育施設など公共施設や民間施設の活用を進め、練習、発表の場の拡充を図ります。

③本格的な舞台設備・ホールを有する文化会館の改築整備を推進するとともに、市民の参加・協力による運営と優れた芸術の鑑賞機会の充実を図ります。

④市民ニーズにあった鑑賞機会などを提供するため、市民や団体が主体的に企画、展開する事業への支援の充実を図ります。

⑤合唱や器楽、美術などの分野で、児童生徒を対象に、内外の優れた指導者による講習や体験機会を設けるなど子どもたちの感性を伸ばし、レベルアップをめざす取組みを進めます。

(変更前)

(2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究

○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが城下町や農山漁村としての文化を理解しながら後世に継承できるように、地域と住民の主体的伝承活動を支援するとともに、貴重な史料や業績を調査、収集、保存し、学習研究を進める体制を整備します。

○主な施策

- ①文化的特色と地域社会の維持に大きな役割を果たしている伝統芸能の担い手の育成を積極的に支援します。
- ②歴史を象徴する貴重な建造物について、民間と連携しながら保存活用を図ります。
- ③地域で継承されてきた歴史資料や生活文化、文学に関する資料を調査し、保存しながら研究し、その価値を住民に還元していくための調査研究体制を構築整備するとともに、拠点となる資料館の機能拡充や文学館の整備を推進します。
- ④出羽三山の自然、歴史や文化について、総合的な学習や研究を進める体制を整備するとともに、世界遺産への取組みを推進します。

第5節 市民スポーツの振興

(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

○施策の方向

スポーツは、健康で充実した市民生活や青少年の人格形成、明るく活力に満ちた地域づくりに寄与する大切な文化の一つです。

本市は、市民一人ひとりが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環

(変更後)

(2) 伝統文化と文化資源の保存継承

○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

○主な施策

- ①文化的特色と地域社会の維持に大きな役割を果たしている伝統芸能の後継者の育成を積極的に支援します。
- ②歴史を象徴する貴重な建造物について、民間と連携しながら保存活用を図ります。
- ③地域で継承されてきた歴史資料や文学関係資料等を調査、収集、保存するとともに、その価値を住民に還元していくための事業を民間と連携しながら実施します。また、拠点となる施設の機能拡充や整備を推進します。

(削除)

第5節 市民スポーツの振興

(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

○施策の方向

市民誰もが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を整え、市民の心身の健康の保持増進、青少年の体力向上と健全な人格形成、一体感と活力のある地域づくりを進めます。

(変更前)

境を整え、市民の心身の健康や体力づくり、生きがいつくり、地域づくりを進めます。

○主な施策

①子どもから高齢者までの健康や体力づくり、青少年の育成、交流の拡大など、市民が様々な課題や活動理念を共有しながら自主的に運営できる※総合型地域スポーツクラブを育成します。

②多くの市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントを自主的に開催し、運営できる人材や団体を育成します。

③健康づくりや交流の拡大などに効果があり、誰もが楽しみながら地域の自然や文化に触れることができる、ウォーキングや里山あるきなどの普及、振興を図ります。

(2) 地域の活力となる競技スポーツの振興

○施策の方向

トップレベルの大会で地元選手が活躍することは、応援する市民の活力となり、地域の活性化にもつながることから、関係団体との連携の強化や活動の支援により、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。

○主な施策

①中学校、高等学校の運動部活動や競技団体などが連携をとりながら、一貫した選手の育成ができる環境を整備します。

②国際的、全国的な活躍を念頭に置いた地元選手の競技力の向上、強化を担う組織の育成を図ります。

(変更後)

○主な施策

①スポーツ少年団の育成等、子どもがスポーツを楽しめる環境を整備します。

②市民が主体的に参画する※総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。

③スポーツを「する人」「みる人」「支える人」が協働・連携してスポーツ活動に取り組み、スポーツを通じたコミュニティづくりを推進します。

④多くの市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントを自主的に開催し、運営できる人材や団体を育成します。

⑤健康づくりや交流の拡大などに効果があり、誰もが楽しみながら地域の自然や文化に触れることができるウォーキングや里山あるきなどの普及、振興を図ります。

(2) 地域の活力となる競技スポーツの振興

○施策の方向

トップレベルの大会で地元選手が活躍することは、応援する市民の活力となり、地域の活性化にもつながることから、関係団体との連携の強化や活動の支援により、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。

○主な施策

①中学校、高等学校の運動部や競技団体などが連携をとりながら、一貫した選手の育成ができる環境を整備します。

②国際的、全国的な活躍を念頭に置いた地元選手の競技力の向上、強化を担う組織の育成を図ります。

(変更前)

③競技の普及やトップ※アスリートの育成を担う指導者の研修機会を拡充し、指導者の資質の向上と活動の充実を図ります。

④競技レベルの高い大会の誘致などを積極的に進め、地元選手の競技意識の高揚を図るとともに、見る楽しさを提供することによって広くスポーツに対する関心を高め、市民の多様なスポーツへの関わりを促進します。

(3) 充実したスポーツ施設の運営

○施策の方向

スポーツの振興を図るため、市民ニーズや利用実態を踏まえた施設の適切な管理運営、整備を進め、誰もが安全に安心して利用できる施設の環境を整えます。

○主な施策

①スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、施設の利用状況の公開やネットワーク化などにより、利便性の高い、充実したサービスを提供します。

②既存施設の機能強化と有効な活用を進めるとともに、地域の拠点施設、全市的な広域施設などの用途に応じた施設機能を整備します。

③地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を開放し、有効な活用を図ります。

第6節 都市交流の推進

(1) 国内都市交流の推進

○施策の方向

歴史的な縁や先人の人徳、本市の豊かな土地柄や人々の温かさによって築かれてきた都市交流の歩みを絶やさずに培われてきた友好や信頼の

(変更後)

③競技の普及やアスリートの育成を担う指導者の研修機会を拡充し、指導者の資質の向上とトップアスリート育成活動の充実を図ります。

④競技レベルの高い大会、東京オリンピックに向けた合宿の誘致などを積極的に進め、地元選手の競技意識の高揚を図るとともに、見る楽しさを提供することによって広くスポーツに対する関心を高め、市民のスポーツへの多様な関わりを促進します。

(3) 充実したスポーツ施設の運営

○施策の方向

スポーツの振興を図るため、市民ニーズや利用実態を踏まえた施設の適切な管理運営、整備を進め、誰もが安全に安心して利用できる施設の環境を整えます。

○主な施策

①スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、施設の利用状況の公開やネットワーク化などにより、利便性の高い、充実したサービスを提供します。

②既存施設の機能強化と有効な活用を進めるとともに、地域の拠点施設、全市的な広域施設などの用途に応じた施設機能を整備します。

③地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を開放し、有効な活用を図ります。

第6節 都市交流の推進

(1) 国内都市交流の推進

○施策の方向

歴史的な縁や先人の人徳、本市の豊かな土地柄や人々の温かさによって築かれてきた都市交流の歩みを絶やさずに培われてきた友好や信頼の

(変更前)

輪をさらに広げるため、都市交流盟約を締結している各都市との交流を推進します。

○主な施策

- ①文化やスポーツ、芸術などによる他地域との交流や姉妹校交流を促進します。
- ②本市の自然環境のもと、他の地域との子どもたちの交流を通じて、逞しさと自然や生命を尊ぶ心を育てます。
- ③鶴岡市東京事務所を拠点とした、企業誘致に関する情報発信や、物産や観光の宣伝を行い、首都圏との結びつきを強化します。
- ④首都圏など他地域に在住する地元出身者や、多様な交流を通じて築いた人的ネットワークを介して、人と情報の交流を拡大します。

第7節 国際交流の推進

(3) 多文化共生の推進

○施策の方向

異なる国籍の人びとが互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として地域を支え、共に生きていくことをめざし、外国人住民のコミュニケーション上の困難の解消を図るとともに、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、定住化に伴う生活上の課題に対する支援を行います。

○主な施策

- ②外国人の生活相談の窓口を設置し、生活の困難や不便を解消するための環境づくりを行います。

(変更後)

輪をさらに広げるため、都市交流盟約を締結している各都市との交流を推進します。

○主な施策

- ①文化やスポーツ、芸術などによる他地域との交流や姉妹校等との交流を促進します。
- ②本市の自然環境のもと、他の地域との子どもたちの交流を通じて、逞しさと自然や生命を尊ぶ心を育てます。
- ③鶴岡市東京事務所を拠点とした、企業誘致に関する情報発信や、物産や観光の宣伝を行い、首都圏との結びつきを強化します。
- ④首都圏など他地域に在住する地元出身者や、多様な交流を通じて築いた人的ネットワークを介して、人と情報の交流を拡大します。

第7節 国際交流の推進

(1) 多文化共生の推進

○施策の方向

異なる国籍の人びとが互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として地域を支え、共に生きていくことをめざし、外国人住民のコミュニケーション上の困難の解消を図るとともに、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、定住化に伴う生活上の課題に対する支援を行います。あわせて、本市の「※草の根の国際交流」活動を推進し、市民が海外の歴史文化、生活習慣、価値観などを知り、相互が理解することができる豊かな国際感覚を涵養します。そのため、国際交流拠点である出羽庄内国際村を中心に、市民が自発的に取り組んでいる国際交流活動や多文化共生の取組みを促進します。

○主な施策

- ①外国人の生活相談の窓口を設置し、生活の困難や不便を解消するための環境づくりを行います。

(変更前)

- ①外国人住民の日本の生活習慣などへの理解を進めるため、日本語講座などを開催するなど、円滑な意思疎通を促進する機会を提供します。
- ③医療、司法、教育に関することなど、専門用語が多用される分野でも通訳することができる人材を育成します。
- ④行政や地域情報の多言語化に努め、滞在中はもとよりその往来における利便性に配慮した情報の発信を行います。

(1) 「草の根国際交流」活動の推進

○施策の方向

「世界に開かれたまち」として高く評価されている、本市の「※草の根の国際交流」活動を推進し、市民が海外の歴史文化、生活習慣、価値観などを知り、理解することができる豊かな国際感覚を涵養します。そのため、国際交流拠点である出羽庄内国際村を中心に、市民が自発的に取り組んでいる国際交流活動の一層の活発化を促進します。

○主な施策

- ①関係団体と連携しながら、市民が国際交流を身近に体験できるイベントや、国際理解を促進するための外国語講座などの機会を創出します。
- ②国際社会の理解促進や、国の境を超えて人と地域に貢献する活動などを行っている国際交流関係団体のネットワークづくりを推進します。

(2) 国際都市交流の推進

○施策の方向

(変更後)

- ②外国人住民の日本の生活習慣などへの理解を進めるため、日本語講座などを開催するなど、円滑な意思疎通を促進する機会を提供します。
- ③医療、司法、教育に関することなど、専門用語が多用される分野でも通訳することができる人材を育成します。
- ④行政や地域情報の多言語化に努め、滞在中はもとよりその往来における利便性に配慮した情報の発信を行います。
- ⑤関係団体と連携しながら、市民が国際交流を身近に体験できるイベントや、国際理解を促進するための外国語講座などの機会を創出します。
- ⑥国際社会の理解促進や、国の境を超えて人と地域に貢献する活動などを行っている国際交流関係団体のネットワークづくりを推進します。

(2) 国際都市交流の推進

○施策の方向

(変更前)

長い歴史を持つ国際都市交流事業に携わった、多くの市民による人的交流を通じて築かれた信頼関係をさらに深めるため、国際姉妹・友好都市交流を推進するとともに、世界的な規模での幅広い交流活動が展開されるための環境づくりを進めます。

○主な施策

- ①友好団体や子どもたちが主体となった特色ある国際姉妹・友好都市との交流を推進します。
- ②子どもたちが海外の人々との交流を継続することで、自国と他国どちらにも幅広い興味を持ち、深い理解と思慮に富む、将来の国際交流を担う人材が育成されるよう支援します。
- ③教育、学術、スポーツ、文化などの国際的イベントや※コンベンションの誘致と円滑な実施について、関係機関や団体と積極的に取り組みます。

(変更後)

長い歴史を持つ国際都市交流事業に携わった、多くの市民による人的交流を通じて築かれた信頼関係をさらに深めるため、国際姉妹・友好都市交流を推進するとともに、世界的な規模での幅広い交流活動が展開されるための環境づくりを進めます。

○主な施策

- ①友好団体や子どもたちが主体となった特色ある国際姉妹・友好都市との交流を推進します。
- ②子どもたちが海外の人々との交流を継続することで、自国と他国どちらにも幅広い興味を持ち、深い理解と思慮に富む、将来の国際交流を担う人材が育成されるよう支援します。
- ③教育、学術、スポーツ、文化などの国際的イベントや※コンベンションの誘致と円滑な実施について、関係機関や団体と積極的に取り組みます。